

墨田区議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年2月25日

墨田区長 山崎昇

墨田区条例第2号

## 墨田区議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

墨田区議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年墨田区条例第52号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

## 墨田区議会政務活動費の交付に関する条例

第1条中「第100条第14項及び第15項」を「第100条第14項から第16項まで」に改め、「調査研究」の次に「その他の活動」を加え、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第2条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第3条中「政務調査費」を「政務活動費」に、「とする」を「とし、第11条に規定する経費に対して交付する」に改める。

第4条第2項、第5条第1項、第6条第1項、第7条第1項及び第8条から第10条までの規定中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第11条を次のように改める。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第11条 政務活動費は、区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他区民福祉の増進を図るために必要な活動に要する別表で定める経費に充てができるものとし、墨田区規則（以下「規則」という。）で定める使途基準（以下「使途基準」という。）に従って使用するものとする。

第12条第1項から第4項までの規定中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第13条第1項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「、調査を行うことができる」を「調査を行う等、使途の透明性の確保に努めるものとする」に改める。

第14条（見出しを含む。）中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

付則の次に次の別表を加える。

### 別表

項目	内容
調査研究費	会派が行う区の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費

研修費	会派が行う研修会、講演会、研究会等の実施に必要な経費並びに他の団体が開催する研修会、講演会、研究会等への所属議員及び会派の調査研究を補助する職員の参加に要する経費
会議費	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動のために必要な資料の購入に要する経費
広報広聴費	会派が行う会派の調査研究活動及び議会活動、区の政策等の区民への周知並びに区民の意見、要望等の聴取及び区民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派が行う要請及び陳情活動に要する経費
事務費	会派が行う活動に係る事務遂行に要する経費
人件費	会派が行う活動の補助を目的として雇用する者に係る経費

#### 付 則

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の墨田区議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務活動費から適用し、この条例による改正前の墨田区議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付した政務調査費については、なお従前の例による。